

## 新技術開発施設供用事業及び

## 地域特定電気通信設備供用事業助成金

(IoT テストベッド及び地域データセンターの施設整備のための助成金)

---申請マニュアル---

令和2年10月

国立研究開発法人情報通信研究機構

I	総論	
1	本マニュアルの位置づけ	P3
2	助成事業の概要	P3
3	助成対象業務の原則	P4
4	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成制度概要	P4
II	助成対象事業の申請手続等について	
1	事業の概要	P7
2	助成金の交付申請	P7
3	応募期間	P7
4	助成対象期間	P7
5	交付選定基準	P7
6	助成対象経費	P8
7	助成金の額	P9
8	交付の決定及び通知	P9
9	申請の取下げ	P9
10	計画変更の承認	P9
11	運用状況報告等	P9
	別紙 暴力団排除に関する誓約事項	P10
III	助成金交付申請書（様式1）の記載例	P19
IV	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱	P31
V	NICTが設置するIoTテストベッドの例（参考）	P50
VI	関係法令（参考）	P53

不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

国立研究開発法人情報通信研究機構  
 デプロイメント推進部門 事業・技術研究振興室  
 （担当）助成金担当者  
 Tel: 042-327-6021  
 E-mail: [iot-dc@ml.nict.go.jp](mailto:iot-dc@ml.nict.go.jp)

## I 総論

**記載事項に不明な点がある場合には、助成金担当者に問い合わせてください。**

### 1 本マニュアルの位置づけ

新技術開発施設（IoT テストベッド）供用事業及び地域特定電気通信設備（地域データセンター）供用事業助成事業は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 32 号）、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号）、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令（平成 28 年総務省令第 65 号）、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年総務省・財務省令第 4 号）、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 28 年総務省告示第 244 号）及び国立研究開発法人情報通信研究機構新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付業務に関する規程（平成 28 年 9 月 5 日 16 規程第 9 号）以下「交付要綱」という。）によるほか、このマニュアルに基づいて実施するものです。

この「マニュアル」は、IoT テストベッド又は地域データセンターの事業を実施することに対し助成を受けようとする者が国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に助成金の申請を行うためのマニュアルを示すものです。

巻末の交付要綱と併せて熟読し、各種手続きについて正確に記載等を頂きますようお願いいたします。

（参考）

WEB上に、本制度に関する助成事業対象者等からの照会事例等をまとめた「実例集」も掲載しています。各種手続きで疑問が生じた際には合わせて活用ください。

### 2 助成事業の概要

この助成事業は、IoT の実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現）に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための施設（テストベッド）の整備及び膨大なデータの流通に対して重要となる施設（データセンター）の地域分散化を促進するため、機構が基金を活用して行う支援業務として助成金交付等の業務を行うものです。

### 3 助成対象業務の原則

(1) 助成金は、民間企業・団体から機構に出資・出捐された信用基金の運用益、債務保証勘定の第3期中期計画期間から第4期中期計画期間に繰越された剰余金で財源が確保されているものであり、助成対象事業の実施結果に基づき支給されるものです。

(2) 助成対象事業は、公募時に提出された助成金交付申請書の内容に基づいて審査・決定するものですから、助成対象事業者は助成対象事業の実施に際しては、助成金交付申請書の記載事項に従わなければなりません。

なお、止むを得ず記載事項と異なる内容で事業を実施せざるを得なくなった場合には、機構に対して事前に計画変更の承認申請を行い、その承認を受ける必要があります。

(3) 助成対象事業者は、助成対象事業の実施に際しては、本マニュアル、交付要綱、助成金交付決定通知書、助成対象事業実施マニュアルに記載された内容及びこれに付された条件に従い、利用者の拡大に努め、責任を持って助成対象事業を適正に実施する必要があります。

なお、これらの規定に反した場合は、交付決定を取り消す場合があります。

### 4 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成制度概要

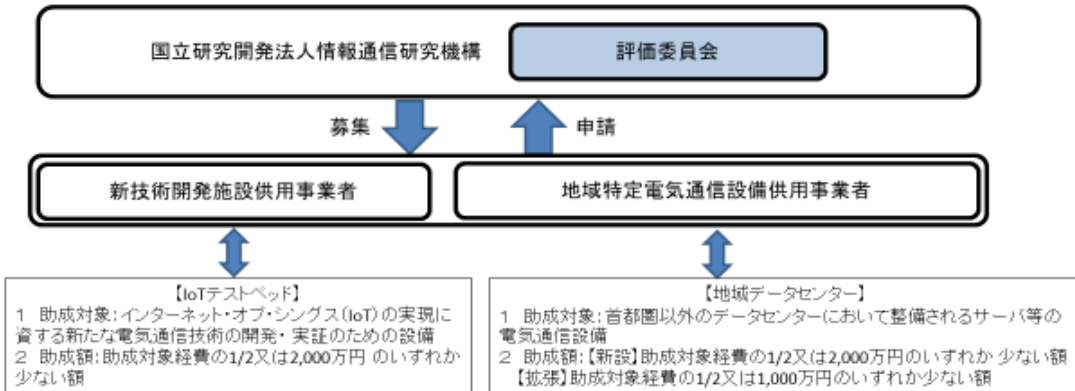
IoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発等を行う事業者（団体）に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構が実施する信用基金を活用して、新技術開発施設（IoTテストベッド）供用事業及び地域特定電気通信設備（地域データセンター）供用事業に助成。

#### 1 事業の概要

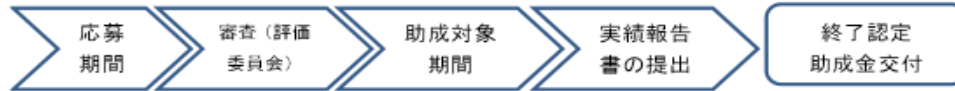
(1) 民間のIoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発等を行う、新技術開発施設（IoTテストベッド）供用事業及び地域特定電気通信設備（地域データセンター）供用事業の実施に必要な経費（施設・設備整備費、電源設備整備費、附帯設備整備費等）の一部について、国立研究開発法人情報通信研究機構が助成金を交付。

(2) 平成28年度より、応募期間を定め事業を募集。

#### 2 イメージ

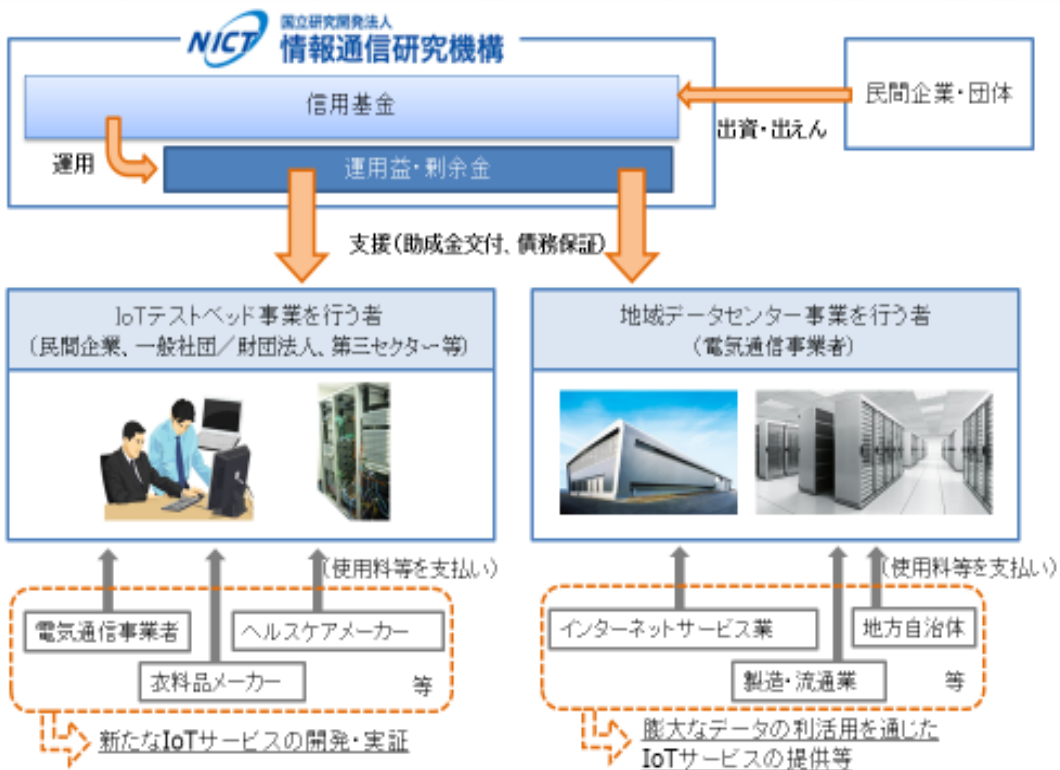


- 3 実施年度  
平成28年度～令和3年度
- 4 申請から交付までの流れ



- 5 助成金の交付決定
- (1) 助成金の交付は、所定の助成金交付申請書で提出された事業を審査した上で決定。
  - (2) 交付決定に当たっては、国立研究開発法人情報通信研究機構に設置された学識経験者、有識者等からなる評価委員会の審査結果を参考として国立研究開発法人情報通信研究機構が決定。
- 6 実績報告による助成金の交付
- (1) 助成金は、助成対象事業計画を計画どおり実施した証拠となる実績報告書(使用した経費に掛かる経理的証拠書類及び事業実績・成果に関する報告書類等)の審査を経て支払い。
  - (2) 実際に助成金の交付を受けるには、助成金対象期間の終了後に実績報告書を国立研究開発法人情報通信研究機構に提出し、事業終了の認定を受けて、助成金を確定。
  - (3) 助成金額の確定後、事業者に対して助成金の確定額の通知を行い、指定口座に助成金を振込み。
- 7 申請の提出、問い合わせ先
- 〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1  
国立研究開発法人情報通信研究機構 デプロイメント推進部門  
事業・技術研究振興室 助成金担当者  
Tel: 042-327-6021 E-mail: iot-dc@ml.nict.go.jp

## NICTによるIoTテストベッド/地域データセンター事業への支援(イメージ)



## IoTテストベッド事業に関する支援施策

### 新技術開発施設供用事業に対する助成等（特定通信・放送関係事業実施円滑化法による支援）

- ▶ インターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備（IoTテストベッド）を整備（拡張、更改を含む。）して供用する事業に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構が、**助成金の交付**を行います（令和4年3月31日まで）。

#### 「インターネット・オブ・シングスの実現」

インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加し、多様かつ多数の物がインターネットに接続され、それらの物から、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう（特定通信・放送関係事業実施円滑化法附則第5条第2項第1号）。

#### [必要な手続]

助成金交付については、国立研究開発法人情報通信研究機構（デプロイメント推進部門）へ申請していただくこととなります。債務保証については、事業の実施に関する計画について総務大臣の認定を受けた上で、金融機関と相談の上、金融機関を通じて国立研究開発法人情報通信研究機構へ申請していただくこととなります。

#### [対象設備]

- ① 電気通信設備（例：サーバ、ルータ、スイッチ、回線設備、電源設備）
- ② 電気通信設備以外の設備（例：電波計測器、電波暗室、電波吸収パネル）
- ③ ①・②を設置するための建物その他の工作物（注：①・②を他人の利用に供することなく、③のみを供する事業は対象外）

#### [主要要件等]

- IoTの実現に資する新たな電気通信技術（※）の開発・実証のためのIoTテストベッドを整備等するものであること  
※例：ソフトウェアによるネットワーク制御技術、低消費電力無線通信技術、通信遅延を短縮するための技術、大容量無線通信技術、セキュアな通信技術
- IoTテストベッドを複数の第三者に利用させるものであること  
（自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外）
- 中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮するものであること
- 開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において社会実装され、ユーザーの利便性に繋がること
- 開発・実証された新たな電気通信技術が、新規性、独創性に富んだものであること
- 必要に応じて、国立研究開発法人情報通信研究機構の取組との連携方を検討するものであること

## 地域データセンター事業に関する支援施策

### 地域特定電気通信設備供用事業に対する助成等（特定通信・放送関係事業実施円滑化法による支援）

- ▶ 東京圏以外の地域におけるデータセンターの整備に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構が**助成金の交付等**を行います（令和4年3月31日まで）。

#### [必要な手続]

助成金交付については、国立研究開発法人情報通信研究機構（デプロイメント推進部門）へ申請していただくこととなります。債務保証については、事業の実施に関する計画について総務大臣の認定を受けた上で、金融機関と相談の上、金融機関を通じて国立研究開発法人情報通信研究機構へ申請していただくこととなります。

#### [対象設備]

- ① 電気通信設備（例：サーバ、ルータ・スイッチ、電源装置。ただし、サーバ以外は、サーバと同時に設置するものに限る。）
- ② その他の電気通信設備（LANケーブルなど。ただし、サーバと同時に設置するものに限る。）
- ③ 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項の対象となる電気通信設備を除く。

#### [主要要件]

- 申請者が電気通信事業者であること
- 東京圏※以外の区域に対象設備を設置すること
- ホスティング、クラウド等のサービスとして他人に利用させるための設備であること
- 税制支援の対象設備（「対象設備」の③）でないこと（債務保証の場合はこの要件は不要）
- IPv6に対応していること

※多極分散型国土形成促進法第22条第1項に規定する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の一部の区域）



## Ⅱ 助成対象事業の申請手続等について

**記載事項に不明な点がある場合には、助成金担当者に問い合わせてください。**

### 1 事業の概要

民間のIoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発等を行う、IoTテストベッド事業及び地域データセンター事業の実施に必要な経費（施設・設備整備費等）の一部について、機構が助成金を交付します。

### 2 助成金の交付申請

助成金の交付申請を行おうとする者は、交付要綱8に定める様式1に基づき必要事項を記入し、関係書類を添付して機構に提出してください。

なお、記入にあたっては、P21の「Ⅲ 助成金交付申請書（様式1）の記載例」を参考にしてください。

#### 【暴力団排除に関する誓約】

申請者は、別紙記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について助成金の交付申請前に確認しなければなりません。また、助成金交付申請書の提出をもって、これに同意したものと見なします。

### 3 応募期間

応募の期間は、各年度に機構がホームページ等においてお知らせします。

### 4 助成対象期間

助成対象期間は、各年度に機構がホームページ等においてお知らせします。

### 5 交付選定基準

#### (1) 新技術開発施設（IoTテストベッド）供用事業

ア 実施する事業の内容が次の各要件に該当すること

① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。

② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。

③ IoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備を整備（拡充、更改を含む。）するものであること。

④ ③の設備を複数の第三者に利用させるものであること（自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外）。

⑤ IoTの実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮するものであること。

⑥ 開発・実証された新たな電気通信技術が、利便性、独創性に富み、社会実装されることを目的に開発される技術であること。

※①～⑥の要件を満たし、さらに、国立研究開発法人情報通信研究機構の取組（NICT総合テストベッド、スマートIoT推進フォーラムなど）と連携して実施する場合は後記8の評価において加点されます。

イ 助成対象事業を行おうとする者が交付要綱5(2)の助成対象事業者の要件を満たすこと。

(2) 地域特定電気通信設備（地域データセンター）供用事業

ア 実施する事業の内容が次の各要件に該当すること

- ① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。
- ② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。
- ③ 事業を実施しようとする地域が、東京圏以外の区域であり、また、データセンターの均衡的な立地に資するものとなるよう配慮されていること。
- ④ 事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。
- ⑤ 事業を実施しようとする地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めていること。
- ⑥ IPv6に対応していること。
- ⑦ セキュリティに関する技術者が配置されるなどデータセンターの安全・信頼性が確保されていること。

イ 助成対象事業を行おうとする者が交付要綱5(2)の助成対象事業者の要件を満たすこと。

(3) 交付決定の優先

交付の決定に当たっては、事業の確実な実施・運営が見込まれる事業者及び過去に本助成金の対象となっていない事業者を優先することがあります。

## 6 助成対象経費

(1) 助成対象経費は、交付要綱6に定めるⅠ設備費、Ⅱその他の経費に限ります。

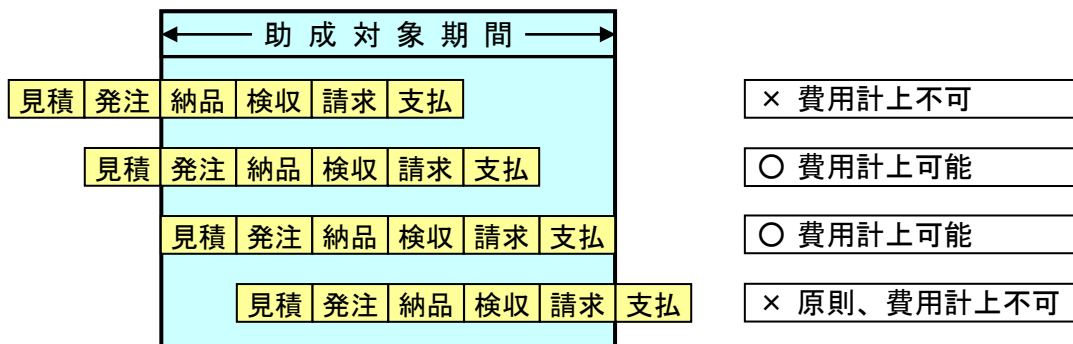
(2) 助成対象経費は、助成対象事業を実施するために直接必要な経費のうち助成金交付申請書及び交付決定通知（計画変更承認申請された場合にはその申請内容及び計画変更承認通知）に基づき、助成対象期間において支出された経費です。

ただし、助成対象期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているもの（検収しているもの）であって、助成対象期間中に支払われないことについて相当な事由があると認められるもののうち、その支払期限が助成対象期間終了日の翌月末日までのものについては認めます。

(3) 助成対象経費は、助成金交付申請書に基づき交付決定された経費以外は助成対象として認められないため、申請内容に変更がある場合には計画変更承認申請が必要です。

(4) 保守料<sup>※</sup>は、原則として認めませんが、設備の購入の際に切り離せないものについては、1年間分以内の金額に限り、これを認めます。

※ 機器購入に付随する保守サービス（例：サービスパック）の費用も含まれます。





## 7 助成金の額

今年度の助成金の額は、次の表の左欄に掲げる事業区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とします。この場合において、助成金の額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとします。

事業区分	額
新技術開発施設 供用事業	助成対象経費の額の2分の1に相当する額と20百万円のいずれか少ない額
地域特定電気通 信設備供用事業	以下の事業類型ごとに、助成対象経費の額の2分の1に相当する額とそれぞれ定める額のいずれか少ない額 (1) 着工日が申請日以降であるデータセンターに設置する設備を供用する事業又は特に必要と認められた事業 20百万円 (2) (1)以外の事業 10百万円 (注) 一の事業者(完全支配関係にある者を含む。)が年度内に複数回の助成を受ける場合の当該年度内の助成総額の上限額は20百万円とする。ただし、(2)の事業のみを行うものの上限額は10百万円とする。

## 8 交付の決定及び通知

助成金の交付決定は、交付要綱9に定める評価委員会の評価の結果を参考に機構において決定します。また、決定した内容については、様式2の助成金交付決定通知書又は様式3の不交付決定通知書により、決定から3週間以内に通知します。

評価は、交付要綱5に基づき、評価委員が項目ごとの加点方式により評価し、同点の場合は評価委員長が最終評価を決定します。

なお、交付決定された助成事業対象者に対しては、交付決定通知書の交付時など機会を捉え、助成事業の制度主旨、助成対象事業を実施するにあたっての留意点等についての説明会等を行うこととし、説明を受けた助成事業対象者に交付決定通知書を交付します。

## 9 申請の取下げ

機構による助成金の交付決定を受けた者が当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、交付要綱10により助成金の申請を取下げることができます。この場合は、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとなります。

## 10 計画変更の承認

助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、交付要綱11により機構に計画変更申請を提出し、その承認を受けなければなりません。

## 11 運用状況報告等

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の現状及び助成金で取得した財産の状況について、機構に報告しなければなりません。助成金の交付後も同様とします。

暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 事業対象者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は使宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 事業対象者として不適当な行為をする者（第三者を利用して当該行為を行う場合を含む。）

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

(参考) 新技術開発施設提供用事業における対象設備について

「設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）」の例

1. 電気通信設備

・サーバ



・ルータ



・スイッチ



・回線設備



・電源設備



2. 電気通信設備以外の設備

・シールドルーム（電波暗室）



外部の電磁波の影響を受けず、また外部に電磁波を漏らさない設備

・電波吸収パネル



不要な電波を除去する設備

・スペクトラムアナライザ（電波計測器）



電波の強度を測定する設備

3. 建物その他の工作物

・建物



・工作物（管路）




(参考) 地域データセンター助成金における対象地域及び対象設備について

地域データセンター助成金における対象地域および対象設備について		
地域	設備	助成金適用可否
①東京圏※1内の地域	-	×
②東京圏外の地域	(a) 首都直下地震緊急対策区域※2のデータセンターのバックアップのために同区域外のデータセンターに設置される省令第一号に規定する設備※3 (→地域データセンター整備促進税制対象設備)	×
	(b) (a)に該当しない設備であって交付要綱に定めるもの※4	○


※1 東京圏

茨城県 つくば市ほか計14市町村  
埼玉県 さいたま市ほか計50市町村  
千葉県 千葉市ほか計24市町村  
東京都 区部ほか計28市町村  
神奈川県 横浜市ほか計27市町村



※2 首都直下地震緊急対策区域

茨城県 水戸市ほか計39市町村  
栃木県 足利市ほか計7市町村  
群馬県 前橋市ほか計16市町村  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 全域  
山梨県 甲府市ほか15市町村  
長野県 上川村ほか計3市町村  
静岡県 沼津市ほか計18市町村



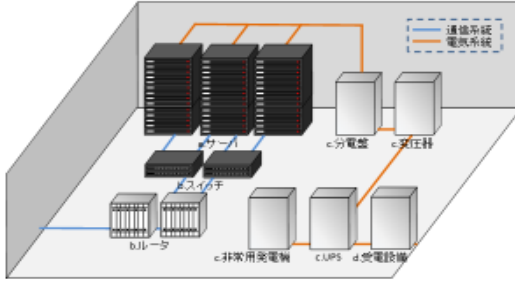
  

※3 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令(平成28年総務省令第64号)第一条第一項第一号に規定する設備

a.サーバ(電気通信事業用であること)、b.ルータ・スイッチ、c.電源設備(非常用電源装置を含む)。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第40項の対象となる電気通信設備(専ら首都直下地震緊急対策地区内のデータセンターバックアップの用に供するサーバ、ルータ・スイッチ、電源装置)に限り、かつ、b~cはaと同時に設置するものに限る。

※4 同省令第一条第一項第二号及び第三号に規定する設備

a.サーバ(電気通信事業用であり、かつ、専ら他人(自ら(完全支配関係のある者を含む。))以外の者の通信の用に供するものであること。)、b.ルータ・スイッチ、c.電源設備(非常用電源装置を含む)、d.その他の電気通信設備(LANケーブルなど)。ただし、b~dはaと同時に設置するものに限る。



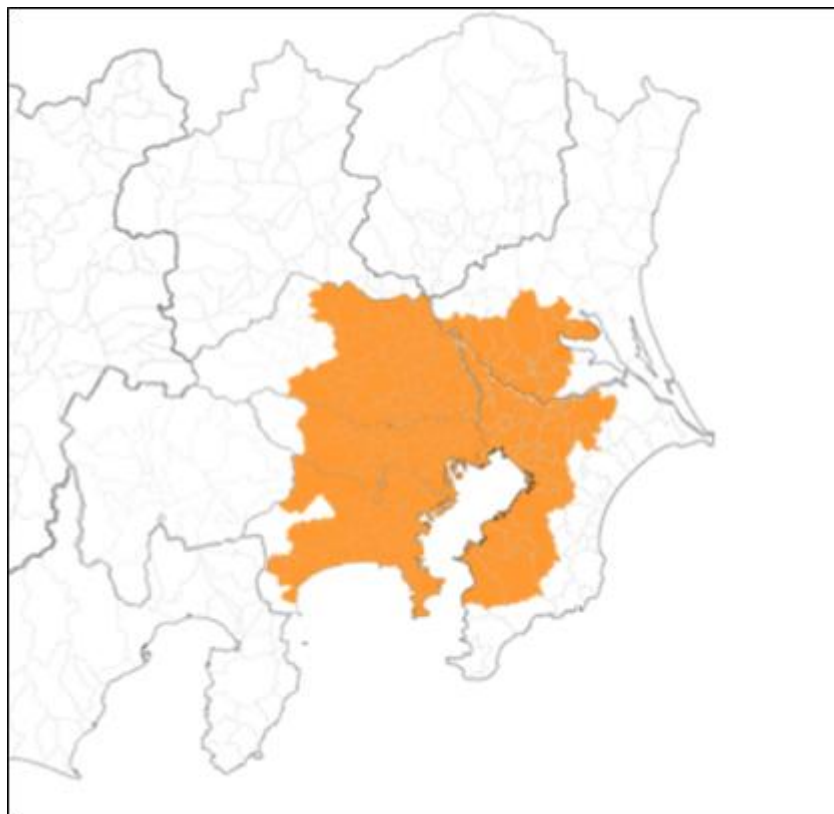
<データセンターの設備のイメージ>

※地域データセンター整備促進税制の詳細は、以下の施策ウェブサイトを参照してください。  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/datacenter/](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/datacenter/)

**(参考) 交付要綱第 5 項交付選定基準(1) 地域特定電気通信設備供用事業に係る地域データセンターの事業を実施できる地域**

- 本事業を実施できる地域は、多極分散型国土形成促進法第 22 条第 1 項に規定する「東京圏」以外の地域です。
- 東京圏のイメージ図及び具体的な地域は、以下のとおりです。
- 東京圏の範囲等の詳細は「公募内容お問い合わせ先 (NICT デプロイメント推進部門 事業・技術研究振興室 Tel:042-327-6021)」までお問い合わせください。

東京圏のイメージ図



東京圏に該当する地域

茨城県	龍ヶ崎市、常総市（一部）、牛久市、つくばみらい市、守谷市、坂東市、取手市、五霞町、境町、利根町、土浦市、かすみがうら市、つくば市、阿見町
埼玉県	川口市、川越市、さいたま市、行田市、所沢市、飯能市（一部）、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂

	戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、熊谷市（一部）、吉川市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、深谷市（一部）
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市（一部）、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市（一部）、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市（一部）、富津市（一部）、浦安市、四街道市、富里市、印西市、白井市、袖ヶ浦市（一部）、酒々井町、栄町
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、羽村市、あきる野市、多摩市、稲城市、国立市、狛江市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（一部）、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町



## 参照条文

### ●多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）

（業務核都市基本方針）

第二十二條 国土交通大臣は、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都区部及びこれと社会的経済的に一体である政令で定める広域をいう。以下同じ。）における適正な配置を図るため、東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域（以下「業務核都市」という。）について、事務所、営業所等の業務施設（以下「業務施設」という。）を集積させることによるその整備に関する基本方針（以下「業務核都市基本方針」という。）を定めなければならない。

2～7（略）

### ●多極分散型国土形成促進法施行令（昭和63年政令第194号）

（人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域）

第五條 法第八條第一項第一号イの政令で定める地域は、平成四年三月一日における次に掲げる区域とする。

一 首都圏整備法（昭和三十二年法律第八十三号）第二條第三項に規定する既成市街地及び同條第四項に規定する近郊整備地帯並びに同條第五項に規定する都市開発区域であつて次に掲げる区域

イ 土浦市、茨城県稲敷郡阿見町、同県新治郡出島村、同県同郡千代田町及び同県同郡新治村の区域

ロ つくば市及び茨城県稲敷郡基崎町の区域

ハ 熊谷市及び深谷市の区域

二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二條第三項に規定する既成都市区域

三 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域

（東京都区部と社会的経済的に一体である広域）

第六條 法第二十二條第一項の政令で定める広域は、平成四年三月一日における前條第一号に掲げる区域（東京都の特別区の存する区域を除く。）とする。

### ●首都圏整備法（昭和31年法律第83号）

（定義）

第二條（略）

2（略）

3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと連接する重要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四條第一項の規定により指定された区域をいう。

5 この法律で「都市開発区域」とは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち第二十五條第一項の規定により指定された区域をいう。

（近郊整備地帯の指定）

第二十四條 国土交通大臣は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。

2（略）

3 近郊整備地帯の指定は、国土交通大臣が国土交通省令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

第二十五條 国土交通大臣は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

### ●首都圏整備法施行令（昭和32年政令第333号）

（既成市街地の区域）

第二條 法第二條第三項の政令で定める市街地の区域は、東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち別表に掲げる区域を除く区域とする。

別表（略）

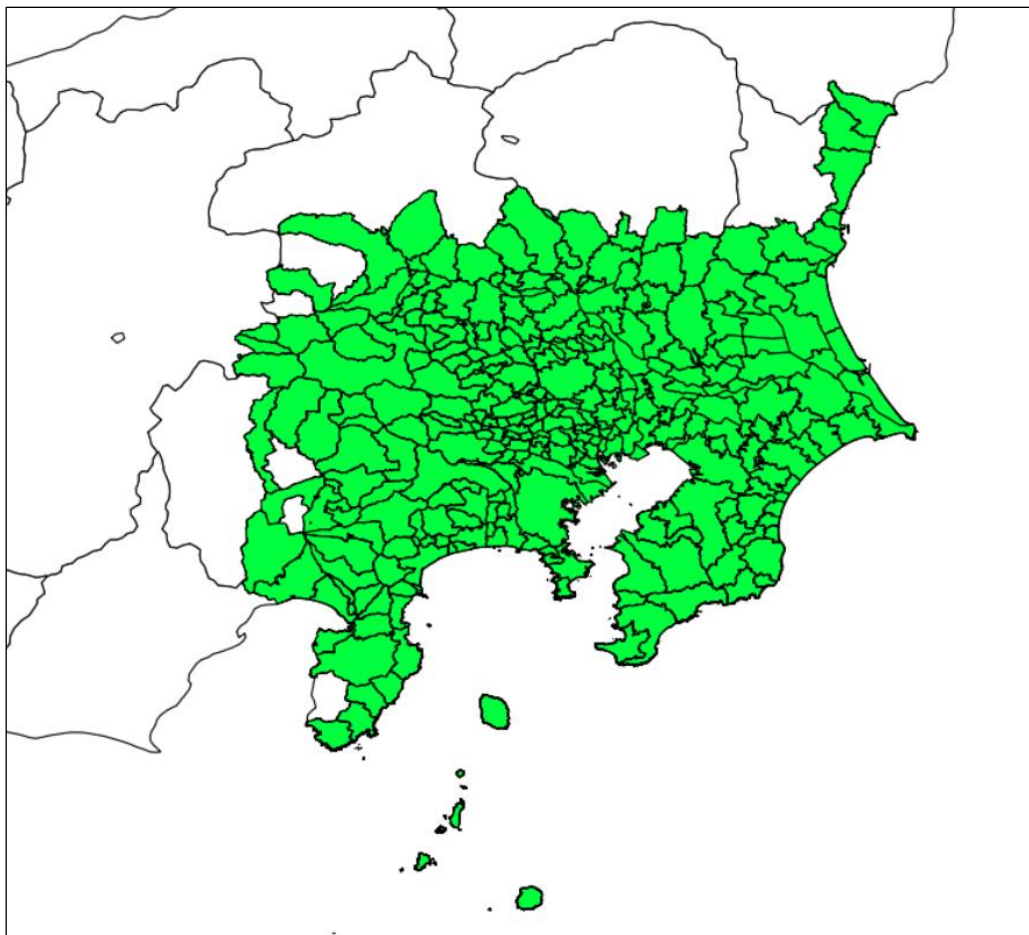
### ●首都圏整備法第24條第1項の規定による近郊整備地域（国土交通省告示）

（略）

### (参考) 首都直下地震緊急対策区域について

- 設置する電気通信設備が、専ら「首都直下地震緊急対策区域」のデータセンターのバックアップの用に供するサーバ等の電気通信設備の場合は、助成金の対象となりません。
  - ※ 首都直下地震緊急対策区域「以外の区域」のデータセンターのバックアップの用に供するサーバ等の電気通信設備については、助成金の対象となります。
- 首都直下地震緊急対策区域とは、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により首都直下地震緊急対策として指定された区域を言います。イメージ図及び指定されている自治体は以下のとおりです。

首都直下地震緊急対策区域のイメージ図



出典：内閣府 HP

首都直下地震緊急対策区域指定市区町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、下都賀郡野木町
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町、同郡大泉町、同郡邑楽町
埼玉県 (全域)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、同郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀬町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町
千葉県 (全域)	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町、安房郡鋸南町

東京都 (全域)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、同郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県 (全域)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町、愛甲郡愛川町、同郡清川村
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村
長野県	南佐久郡川上村、同郡南相木村、同郡北相木村
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町

【参照条文】

○首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号抜粋）

（首都直下地震緊急対策区域の指定等）

第三条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。

2～5 （略）

### Ⅲ 助成金交付申請書（様式1）の記載例

**記載事項に不明な点がある場合には、助成金担当者に問い合わせてください。**

※本記載例において、青字はIoTテストベッド事業、緑字は地域データセンター事業、赤字は両事業の例又は注とする。

様式1（第8項関係）

#### 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業 助成金交付申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1  
氏名 ○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○<sup>④</sup>  
Tel.042-327-7240 ○○○@nict.go.jp  
(担当者：システム開発部 ×× ××)

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱(以下「助成金交付要綱」という。)第8項(1)の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び助成金交付要綱の規定に違反する行為は行わないことを確約します。

#### 記

##### 1 助成対象事業の名称

○○○技術の開発・実証のためのテストベッド供用事業

○○○データセンター供用事業（○○○には地域名を含めること。）

##### 2 助成対象事業の種類

新技術開発施設供用事業

地域特定電気通信設備供用事業

##### 3 助成対象事業の概要

今回実施する事業は、○○○○技術を開発・実証するための設備を整備して、□□□や△△△などの利用に供するものであり、詳細は添付書類2のとおり。

〇〇県〇〇市に〇〇〇データセンターを新設して、IoT サービスを行う事業者等に対し、データの収集・分析のためのクラウドサービスとして設備を供用する。詳細は添付書類 2 のとおり。

4 助成対象経費の額

〇〇〇〇千円

詳細は、添付資料 3 の助成対象経費等説明書のとおり。

5 助成金交付申請額

〇〇〇〇千円

6 助成対象事業の実績報告書提出予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類

- 1 申請者概要説明書等
- 2 助成対象事業の内容等説明資料
- 3 助成対象経費等説明書
- 4 助成対象経費積算表
- 5 交付選定基準対応説明書
- 6 各種証明書等（証明書の名称等を記載すること。）

※以下、1～6の他に添付書類がある場合は適宜追加すること。

以上



添付書類

1 申請者概要説明書等

- (1) 会社名 ○○○株式会社
- (2) 設立年月日 令和○○年○○月○○日
- (3) 住所 〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1
- (4) 資本金 ○○百万円
- (5) 従業員数 ○○人
- (6) 取引銀行 ○○銀行
- (7) 主な事業内容 データセンター事業
- (8) 主要株主

氏名又は名称	令和○年7月現在（含む潜在）	
	所有株数	シェア
○○○○	××××株	△△%
合計		

(9) 役員状況

役職	氏名	常勤・非常勤	年齢	出身
代表取締役社長	○○ ○○	常勤	××	○○株式会社
取締役	○○ ○○	常勤	××	○○株式会社
	○○ ○○	非常勤	××	△△株式会社
監査役	○○ ○○	非常勤	××	××株式会社

(10) 会社の沿革

- 令和○○年○○月 ○○株式会社設立
- 令和○○年○○月 ××株式会社へ名称変更

(11) 過去3か年の決算状況（単位：百万円）

	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
売上高	××××	××××	××××
営業費用	××××	××××	××××
営業利益	××××	××××	××××
経常利益	××××	××××	××××
当期純利益	××××	××××	××××

(12) 電気通信事業者の登録又は届出の番号及び年月日

- 令和○○年○○月○○日 第×-××-×××××号

2 助成対象事業の内容等説明資料

〇〇〇技術の開発・実証のためのテストベッド供用事業		添付書類2
申請者		
事業概要		
実施地域		
設備(テストベッド)で開発・実証しようとする新たな電気通信技術		
<h3>事業イメージ図</h3>		

〇〇〇データセンター供用事業		添付書類2
申請者		
実施地域		
事業概要		
<h3>事業イメージ図</h3>		

### 3 助成対象経費等説明書

#### (1) 設備投資等計画・資金調達計画

設備投資等計画 (所要額)

(単位：百万円)

設備区分/設備名	数量	金額
電気通信設備	サーバ用の電子計算機	××
	スイッチ	××
	ルータ	××
	非常用発電機	××
	無停電電源設備	××
	電源装置（非常用発電機及び無停電電源設備を除く。）	××
	その他の電気通信設備	××
合計		×××

資金調達計画

(単位：百万円)

	区分	調達先	金額
外部資金	借入金	〇〇	××
	社債	〇〇	××
	その他	〇〇	××
自己資金		〇〇	××
合計			×××

(備考) 各項目について、必要に応じ内訳書を作成のこと。

#### (2) 損益計画

(単位：百万円)

	R3/3 月期	R4/3 月期	R5/3 月期	R6/3 月期	R7/3 月期
売上高	××	××	××	××	××
売上原価	××	××	××	××	××
売上総利益	××	××	××	××	××

販売及び一般管理費	××	××	××	××	××
営業利益	××	××	××	××	××
営業外収入	××	××	××	××	××
営業外費用	××	××	××	××	××
経常利益	××	××	××	××	××
特別損失	××	××	××	××	××
税引前利益	××	××	××	××	××
法人税等	××	××	××	××	××
当期純利益	××	××	××	××	××

(備考) 各項目について、必要に応じ内訳書を作成のこと。

### (3) 資金収支計画

(単位：百万円)

	R3/3 月期	R4/3 月期	R5/3 月期	R6/3 月期	R7/3 月期
資金収支合計	××	××	××	××	××
償却前利益	××	××	××	××	××
増資	××	××	××	××	××
借入金等	××	××	××	××	××
その他	××	××	××	××	××
資金支出合計	××	××	××	××	××
設備投資等	××	××	××	××	××
その他投資	××	××	××	××	××
借入金等返済	××	××	××	××	××
その他支出	××	××	××	××	××
資金過不足	××	××	××	××	××
資金過不足累計	××	××	××	××	××
期末借入金残高	××	××	××	××	××

(備考) 各項目について、必要に応じ内訳書を作成すること。

### (4) 取得予定設備等一覧

区分、取得年月日、製造社名/型式、単価、数量、総額、設置場所を一覧に取りまとめること (複数の拠点に設置する場合は、ネットワーク構成図を添付すること)。

#### 4 助成対象経費積算表

3により取得予定設備等を分類し積算すること。

(1) 助成対象経費の希望概要 (単位：千円)

費用項目	交付予定内容	
	助成対象経費額	助成希望額
I 設備費		
電気通信設備		
電気通信設備以外の設備		
II その他経費		
システム構築費		
その他の経費		
合計		

(注1) 助成希望対象経費を記載すること。

(注2) 助成申請額は、

【IoT テストベッド】助成対象経費額の 1/2 以下で 20 百万円以内

【地域データセンター】1/2 以下で 20 百万円以内（新設又は特に必要と認められた事業）、10 百万円内（その他）

(注3) 「II その他の経費」については、【地域データセンター】の場合記載不要

(2) 上記経費に係る本助成金以外の国の公的な補助金等との重複有無

なし。(本助成金以外の国の公的な補助金等との重複は認められないので注意してください。)

(3) 上記経費に係る特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令第1条第1項第1号との重複有無（地域データセンターの場合のみ要記載）

なし。(地域データセンター整備促進税制の申請有無は関係ありません。重複する場合は認められないので注意して下さい。)

## 5 交付選定基準対応説明書

2 助成対象事業の概要で作成した事業概要の詳細を記載すること。

【IoT テストベッド】各要件について詳細に記載すること。

- ① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。  
(事業の確実な実施・運営(具体的な数値等を記載)が可能となる根拠を実施体制、事業スケジュール、資金計画、利用の需要等を踏まえて明確に記載してください。)  
(実施体制・事業スケジュール・資金計画)  
当社は〇〇〇の製品を多数開発しており、関連技術の開発・実証に関するノウハウを有している。加えて、当社の従業員〇〇名がテストベッドの供用事業に専属することを決定しており、テストベッドの供用を実施する体制が整っている。  
事業スケジュールや資金計画については、添付書類3、4でも示したように、無理のない、効率的な計画を策定している。  
(利用の需要及び利用者確保の取組み)  
当該事業の利用者は、事前の〇〇の取組み(具体的な取組内容、実施方法等を記載)を通じ〇〇社(利用者数を記載)の利用が確定している。また、当該事業への関心も高いことから〇〇程度の需要(利用見込数等を記載)が見込まれる。  
(利用者数(見込数を含む。))は概ね10社程度を目安とします。利用者見込数の場合は見込数の合理的根拠を示してください。)
- ② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。  
(実施しようとする事業の自立的、持続的な継続が可能となる根拠を具体的に記載してください。)  
当社の中長期計画では〇〇〇テストベッドの運営に注力することを明記しており、当社の自己財源により毎年〇〇〇円規模の運営経費を拠出することも決定しているため、助成対象期間後も自立的に事業を継続することが見込まれる。また、〇〇〇の市場規模は令和〇〇年までに〇〇〇億円規模に拡大すると試算されており、継続的なニーズが見込まれる。
- ③ インターネット・オブ・シングス(IoT)の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備を整備(拡充、更改を含む。)するものであること。また、この設備を複数の第三者に利用させるものであること(自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外)。  
(今回整備する設備において、IoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証を行うことを具体的に記載してください。)  
今回整備する設備は、〇〇〇技術の開発・実証を行うための設備であり、当該設備を複数の第三者に利用させることとしている。〇〇〇技術は大量のセンサー同士の通信を低コストで行うために有効な技術であるから、IoTの実現に資するものである。
- ④ IoTの実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮するものであること。  
(中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等とどのように連携・協業を図るのか具体的に記載してください。)  
当社では、〇〇分野の事業者等を対象としたワークショップやマッチングイベントの開催等を通じ、多様な事業者等の連携・協業を図る予定である。



- ⑤ 開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において社会実装され、ユーザーの利便性に繋がること。  
(どのような分野で、開発・実証された新たな電気通信技術が社会実装され、ユーザーの利便性にどう繋がるのか具体的に記載してください。)  
○○○テストベッドにおいて開発・実証予定の○○○技術は、○○○という特徴を有することから、○○分野のみならず○○分野においても活用されることが見込まれる。  
テストベッドを利用した事業者等に対し、事後にヒアリングやアンケートを実施することにより、更なるユーザーの利便性の向上につなげていく予定である。
- ⑥ 開発・実証された新たな電気通信技術が、新規性、独創性に富んだものであること。  
(開発・実証予定の新たな電気通信技術が具体的にどのように新規性・独創性に富んでいるのか記載してください。)  
○○○テストベッドで開発・実証予定の○○○技術は、総務省の戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE) で、令和○○年から令和○○年までの間に「○○○」として開発されたものであり、○○○環境でも低消費電力で通信可能な通信技術である。既存の類似技術として○○○が挙げられるが、今回開発・実証予定の○○○技術は、○○○よりも長距離通信が可能であり、○○分野で実証された例がないことから、新規性が認められる。
- ⑦ 必要に応じて、機構の取組との連携方策を検討するものであること。  
(NICT の取組とどのように連携をするのか具体的に記載してください。)  
○○○テストベッドでは、NICT の総合テストベッドと連携し、遠隔による開発・実証が可能な環境を整備することとしている。  
※NICT の取組と連携して実施する場合は、その概要・NICT の担当部署の連絡先(担当部署名・担当者及び電話番号)等も記載すること。

【地域データセンター】各要件について詳細に記載すること。

- ① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。  
(事業の確実な実施・運営が可能となる根拠を実施体制、事業スケジュール、資金計画等を踏まえて明確に記載してください。)  
○○○データセンターでは、サーバの保守・管理を行うエンジニア 35 名が勤務しており 365 日サーバの保守・管理を実施する体制が整っている。また、事業スケジュールや資金計画については、添付書類 3、4 でも示したように、無理のない、効率的な計画を策定している。  
また、当社は○○○データセンター以外にも全国に複数のデータセンターを所有しており、データセンター事業のノウハウを蓄積していることから、本事業の確実な実施・運営を十分に遂行できると考えている。
- ② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。  
(実施しようとする事業の自立的、持続的な継続が可能となる根拠を具体的に記載してください。)

〇〇〇データセンターは、省エネ型のデータセンターであるとともに、〇〇により強い競争力を有しており、その競争力のもと今後大きな成長が見込まれるクラウドサービスに注力することで、助成対象期間後も、自立的、持続的な事業を継続できることを見込んでいる。

なお、当社は令和〇〇年〇月〇日付け関通連第〇〇号（※文書番号）により中小企業等経営力強化法に基づく実施計画の認定を受けており、経営力の向上を図っている。

- ③ 事業を実施しようとする地域が、東京圏以外の区域であり、また、データセンターの均衡的な立地に資するものとなるよう配慮されていること。  
（当該事業の実施により整備したデータセンターを供用することがデータセンターの均衡的な地域分散化に資することを記載してください。）  
〇〇〇データセンターは、東京圏外である〇〇県〇〇市に位置している。また、〇〇県は全国的に見てデータセンターが少ない地域であるため、本データセンターの設備投資を行うことで、データセンターの均衡的な地域分散化に資するものと考えられる。
- ④ 事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。  
（都道府県・市町村等による地域の振興又は整備に関する計画に沿った事業であることを具体的に記載してください。）  
〇〇〇データセンターは、〇〇県（〇〇市）が産業集積地域として企業誘致を進めている〇〇区域に位置するため、地域の整備計画と調和が保たれており、近隣の他の事業者とも〇〇〇について連携するなど、地域への振興に積極的に参画している。
- ⑤ 事業を実施しようとする地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めていること。  
（事業の実施にあたり、気候・地形、周辺産業、空地・空施設の利用等の地域特性を活用している点及び当該地域の経済に貢献する点を具体的に記載してください。）  
〇〇〇データセンターでは、寒冷地である〇〇県〇〇市の特性である冷涼な外気を活用することで、空調による消費電力の削減を図っている。また、施設や設備の整備に当たっては地元施工業者を活用するなど地域の雇用形成にも貢献しており、本事業が地域経済の発展に資するものとなるよう努めている。
- ⑥ IPv6に対応していること。  
（事業の実施に当たり、当該事業で提供する設備及びサービス等がIPv6に対応していることを具体的に記載してください。）  
〇〇〇データセンターは、本事業で導入する設備を含め、全ての設備においてIPv6への対応が完了しており、提供する〇〇〇サービスにおいても、顧客の要望に応じてIPv6通信を提供する計画である。
- ⑦ セキュリティーに関する技術者が配置されるなどデータセンターの安全・信頼性が確保されていること。  
（事業の実施に当たり、データセンターの安全・信頼性を確保しうる具体的な管理体制について記載してください。）  
〇〇〇データセンターでは、〇〇〇を取得した技術者を常置しており、夜間・休日等においても常に有人監視を実施し、非常時には当該技術者が2時間以内に到着できる体制を構築している。併せてデータセンター内の各所に24時間稼働する監視カメラを設置・

モニタリングすると共に過去 6 か月分の録画データを保管している。

また、データセンターサービスの安定的な提供を図るために、〇〇〇（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準、データセンターファシリティスタンダード等の基準を記載）を踏まえ、災害に対応した十分な安全・信頼性対策を講じている。

6 各種証明書 等

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 定款
- (4) 法人税申告書
- (5) 登記簿謄本
- (6) 事業計画の根拠資料 等

## IV 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱

- 国立研究開発法人情報通信研究機構新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付業務に関する規程

(平成28年9月5日 16規程第9号)

改正 平成30年 4月24日 18規程第4号

改正 平成31年 1月25日 18規程第65号

改正 令和元年10月29日 19規程第13号

改正 令和2年 3月31日 19規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第63条の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行う業務方法書第19条の3に規定する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業推進のための助成金交付の業務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語は、特定通信・放送開発事業円滑化法（平成2年法律第35号）及び業務方法書において使用する用語の例による。

(交付要綱)

第3条 業務方法書第19条の3に規定する交付要綱は、別記の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱のとおりとする。

2 機構は、助成金の交付を受けようとする者に対し、前項の交付要綱を交付し、当該交付要綱に定める事項を遵守させるものとする。

(助成金交付の決定)

第4条 別記の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱の助成金の交付の決定は、理事会の審議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成28年9月5日から施行し、同年9月2日から適用する。

附 則（平成30年4月24日）

この規程は、平成30年4月24日から施行する。

附 則（平成31年1月25日）

この規程は、平成31年1月25日から施行する。

※国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書

附 則（平成31年1月25日）

1 この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行の日（平成30年11月1日）から適用する。

附 則（平成31年4月23日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月29日）

この規程は、令和元年10月29日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 別記（第4条関係）

### 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業 助成金交付要綱

#### 1 通則

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

#### 2 助成金の交付の目的

本要綱に基づく助成金は、特定通信・放送事業円滑化法（以下「法」という。）附則第5条第2項第1号に規定する新技術開発施設供用事業及び同項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金について、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証及び特定電気通信設備の特定の地域の集中の緩和を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与することを目的とする。

#### 3 定義

この新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象事業 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業に該当する事業者であつて、助成金の交付対象となった事業をいう。
- (2) 助成対象事業者 助成対象事業を実施する者をいう。
- (3) 助成対象期間 助成金の交付対象となった期間をいう。

#### 4 交付の対象

機構は、助成対象事業者に対し、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

#### 5 交付選定基準

機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 実施する事業の内容が次の各要件に該当すること。

事業区分	要件
新技術開発施設供用事業	<ol style="list-style-type: none"><li>① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。</li><li>② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。</li><li>③ インターネット・オブ・シングス（I o T）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備を整備（拡充、更改を含む。）するものであること。また、この設備を複数の第三者に利用させるものであること（</li></ol>

	<p>自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外)。</p> <p>④ 必要に応じて、機構の取組との連携方策を検討するものであること。</p> <p>⑤ I o Tの実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮するものであること。</p> <p>⑥ 開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において社会実装され、ユーザーの利便性に繋がること。</p> <p>⑦ 開発・実証された新たな電気通信技術が、新規性、独創性に富んだものであること。</p>
地域特定電気通信設備供用事業	<p>① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。</p> <p>② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。</p> <p>③ 事業を実施しようとする地域が、東京圏以外の区域であり、また、データセンターの均衡的な立地に資するものとなるよう配慮されていること。</p> <p>④ 事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。</p> <p>⑤ 事業を実施しようとする地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めていること。</p> <p>⑥ IPv6に対応していること。</p> <p>⑦ セキュリティーに関する技術者が配置されるなどデータセンターの安全・信頼性が確保されていること。</p>

(2) 助成対象事業を行おうとする者が次の要件を満たすこと。

事業区分	内容
新技術開発施設供用事業	<p>①都道府県</p> <p>②市町村（一部事業組合又は広域連合を含む。）</p> <p>③法人格を有する組織</p> <p>ア 会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社又は持分会社</p> <p>イ 会社法の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に基づく特例有限会社</p> <p>ウ 組合等</p> <p>(ア) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、共同組合連合会及び企業組合</p> <p>(イ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合</p> <p>(ウ) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく</p>



	商工会議所 (エ) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会 (オ) 商店街振興法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 (カ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会 (キ) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合 (ク) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会 (ケ) その他機構が適当と認める法人 エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人 オ その他機構が適当と認める法人
地域特定電気通信設備供用事業	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者

## 6 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、以下に掲げる経費とする。

ただし、

- ・ 保険料、保証料、保守料（機構が別に定めるものを除く。）、交付決定以前の経費又は公的資金の使途として社会通念上、不適切と機構が判断する経費を除く。
- ・ 重複して国の公的な補助金等の交付を受けることは認められない。

事業区分	費用項目	内容
新技術開発施設 供用事業	I 設備費	①電気通信設備（サーバ、ルータ、スイッチ、回線設備、電源設備など）の取得に要する経費 ②電気通信設備以外の設備（電波計測器、電波暗室、電波吸収パネルなど）の取得に要する経費 ③①・②を設置するための建物その他工作物の取得に要する経費（注1）
	II その他経費 （注2）	①コンサルティング経費（助成対象事業の実施に必要な情報を得る等のための委託費・外注費） ②システム構築費（助成対象事業の実施に必要なシステムの開発・設計に係る委託費・外注費） ③その他諸経費（人件費、印刷製本費、会

		議費など)
	(注1)「I-③」のみを他人の利用に供するものは対象外とする。 (注2)「II」の経費のみを計上するものは対象外とする。	
地域特定電気通信設備供用事業	I 設備費	以下の電気通信設備の取得に要する経費 ①サーバ（専ら他人（自ら（完全支配関係のある者を含む。）以外の者）の通信の用に供するものであること。） ②ルータ・スイッチ ③電源装置 ④その他の電気通信設備（LANケーブルなど） ただし、②～④は①と同時に設置するものに限る。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項の対象となる電気通信設備（専ら首都直下地震緊急対策区域内のデータセンターのバックアップの用に供するサーバ、ルータ・スイッチ、電源装置）を除く。

## 7 助成金の額

助成金の額は、次の表の左欄に掲げる事業区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。この場合において、助成金の額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

事業区分	額
新技術開発施設供用事業	助成対象経費の額の2分の1に相当する額と200万円のいずれか少ない額
地域特定電気通信設備供用事業	以下の事業類型ごとに、助成対象経費の額の2分の1に相当する額とそれぞれ定める額のいずれか少ない額 (1) 着工日が申請日以降であるデータセンターに設置する設備を供用する事業又は特に必要と認められた事業 200万円 (2) (1)以外の事業 100万円 (注) 一の事業者(完全支配関係にある者を含む。)が年度内に複数回の助成を受ける場合の当該年度内の助成総額の上限額は200万円とする。ただし、(2)の事業のみを行うもの上限額は100万円とする。

## 8 助成金の交付申請

- (1) 助成対象事業を行おうとする者が助成金の交付を受けようとするときは、様式1の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請書を機構に提出しなければならない。
- (2) 本項(1)の助成金の交付申請を行う者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額

のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

#### 9 交付の決定及び通知

- (1) 機構は、前項の申請があったときは、機構内に設置された学識経験者等からなる評価委員会の審査結果を参考として、助成金の交付又は不交付を決定する。
- (2) 機構は、本項(1)の助成金の交付の決定をしたときは、様式2の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。
- (3) 機構は、本項(2)の交付決定の通知に際して、必要に応じて助成金の交付に係る事項につき条件を付することができる。
- (4) 機構は、本項(1)の助成金の申請に対し不交付の決定をしたときは、様式3の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金不交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

#### 10 申請の取下げ

- (1) 前項(2)の交付決定通知を受けた者であって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の申請を取下げることができる。
- (2) 本項(1)の規定に基づき助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に様式4の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請取下申請書を提出しなければならない。
- (3) 本項(2)の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

#### 11 計画変更等の承認

- (1) 助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式5の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。  
ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項については、この限りではない。
- (2) 機構は、本項(1)の承認をしたときは様式2の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付決定通知書を準用して申請者に通知するものとする。機構は、当該承認の通知に際して必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- (3) 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、様式6の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業中止（又は廃止）承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

## 1.2 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 助成対象事業者は、本項(2)の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了日又は廃止の承認があった日から5年間保管しなければならない。

## 1.3 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上<sup>\*</sup>の機械、器具その他の財産を、助成対象となった事業の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、別紙に掲げる処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

<sup>\*</sup> 昭和46年5月12日付蔵計第1618号「補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第13条第4号により各省庁の長が定める機械及び重要な器具の範囲について」（別添）を準用するもの。

## 1.4 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式7の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業事故報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。

## 1.5 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況及び収支の状況について様式8の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業遂行状況報告書により、機構に報告しなければならない。

## 1.6 実績報告

助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第11項(3)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、様式9の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績報告書を作成し、終了若しくは廃止の承認日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、機構に提出しなければならない。

## 1.7 助成金の額の確定等

- (1) 機構は、前項の規定による実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地検査等を行い、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者に通知とする。
- (2) 本項(1)の交付すべき助成金の確定額は、第9項(1)の規定により機構が交付の決定を行った助成金の額（第11項(2)の規定により当該交付決定の内容が変更された場合には変更後の助成金の額）を超えてはならない。

## 1 8 助成金の支払い

助成金は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、機構が必要あると認めるときは、概算払いをすることができる。

## 1 9 助成金の交付の決定の取消し

- (1) 機構は、第 1 1 項(3)の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 機構は、助成対象事業の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 本項(2)の規定は、第 1 7 項の規定に基づく交付すべき助成金の額確定があった後においても適用があるものとする。

## 2 0 助成金の返還等

- (1) 機構は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- (2) 機構は、第 1 7 項の規定に基づき交付する助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額の助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- (3) 助成対象事業者は、前項(2)の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項(1)の助成金の返還請求の通知を受けるときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額につき、年利10.95%※の割合で計算した加算金を加えて返還しなければならない。
- (4) 助成対象事業者は、返還すべき助成金及び加算金を期日までに納付しなかったときは、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%※の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第 1 9 条で規定する利率を準用するもの。

## 2 1 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、機構が別にこれを定める。

様式1（第8項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
助成金交付申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒  
氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名） 印  
（電話番号、e-mail アドレス）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第8項(1)の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び助成金交付要綱の規定に違反する行為は行わないことを確約します。

記

- 1 助成対象事業の名称 （外部に公表できる表現とすること。）
- 2 助成対象事業の種類 （新技術開発施設供用事業・地域特定電気通信設備供用事業の別）
- 3 助成対象事業の概要 （実施しようとする事業の内容について簡素に記載すること。また、外部に公表できる表現とすること。）
- 4 助成対象経費の額 （単位は千円とすること。）
- 5 助成金交付申請額 （単位は千円とすること。）
- 6 助成対象事業の実績報告書提出予定日

添付書類

- 1 申請者概要説明書等
- 2 助成対象事業の内容等説明資料
- 3 助成対象経費等説明書
- 4 助成対象経費積算表
- 5 交付選定基準対応説明書
- 6 各種証明書 等

以上

様式2（第9項(2)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から令和 年 月 日付けで申請のあった新技術開発施設供用事業（注）  
地域特定電気通信設備供用事業  
について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要  
綱（以下「助成金交付要綱」という。）第9項(2)の規定により、下記のとおり助成金  
を交付することが決定したので通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成金の額
- 3 助成対象経費の額及びその内容（その内訳を含む。）
- 4 助成金交付要綱第10項の規定より助成対象事業の内容が変更された場合、助成金の額は別に通知するところによる
- 5 助成金交付の決定に際して付する条件
- 6 助成金の額の確定に関する事項
- 7 事業の実施に当たっては、その他助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式3（第9項(4)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から令和 年 月 日付けで申請のあった新技術開発施設供用事業（注）  
地域特定電気通信設備供用事業  
については、下記の理由により交付できませんので、新技術開発施設供用事業及び地  
域特定電気通信設備供用助成金交付要綱第9項(4)により通知します。

記

- 1 申請事業の名称
- 2 助成金不交付決定理由

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。



様式4（第10項(2)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
助成金交付申請取下申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印  
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用  
事業（注）の助成金交付申請について、地域特定電気通信設  
備供用事業 備供用事業 設  
備供用事業助成金交付要綱第10項(2)の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成金交付申請取下げ理由

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式5（第11項(1)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印  
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用  
事業（注）<sup>（注）</sup> 地域特定電気通信設  
備供用事業 について、下記のとおり事業の一部を変更したので、新技術開発施設供用  
事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱第11項(1)の規定により、下  
記のとおり承認申請します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更を必要とする理由
- 4 計画変更が助成対象事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の助成対象経費の額（その内訳及び算出基礎を含む。新旧対比のこと。）

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式6（第11項(3)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
中止（又は廃止）承認申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印  
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用  
事業（注）<sup>（注）</sup>の中止（又は廃止）について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気  
通信設備供用事業助成金交付要綱第11項(3)の規定により、下記のとおり承認申請し  
ます。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象事業を中止（又は廃止）する理由
- 3 現在までの事業進捗状況
- 4 中止後（又は廃止後）の措置（中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。）

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式7（第14項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
事故報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒  
氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印  
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用  
事業（注）の事故について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設  
備供用事業 地域特定電気通信設備供用  
事業助成金交付要綱第14項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 助成対象事業の現在の進捗状況
- 4 事故に対して取った措置
- 5 助成対象事業の遂行及び完了の予定

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式8（第15項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
遂行状況報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒  
氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印  
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用  
事業（注）の遂行状況及び収支状況について、新技術開発施設供用事業及び地域特定  
地域特定電気通信設  
備供用事業  
電気通信設備供用事業助成金交付要綱第15項の規定により、下記のとおり報告しま  
す。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象事業の遂行状況
- 3 助成対象事業の収支状況

	事業の実施に必要な資金	助成対象経費	助成金申請予定額
計画（交付申請時）			
実績（遂行状況報告時）			

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式9（第16項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
実績報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒  
氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印  
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用  
事業（注）<sup>（注）</sup>について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業  
助成金交付要綱第16項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象経費の実績額
- 3 助成申請額

添付書類

- 1 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績概要報告書
- 2 経費ファイル一覧
- 3 助成対象経費支出総括表

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

## (別添)

補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第13条第4号により各省各庁の長が定める機械及び重要な器具の範囲について(昭和46年5月12日蔵計第1618号)

「補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価500千円未満の機械であって、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるものは、この限りでない。」(補助金等適正化中央連絡協議会での取り決め)

## V NICTが設置するIoTテストベッドの例

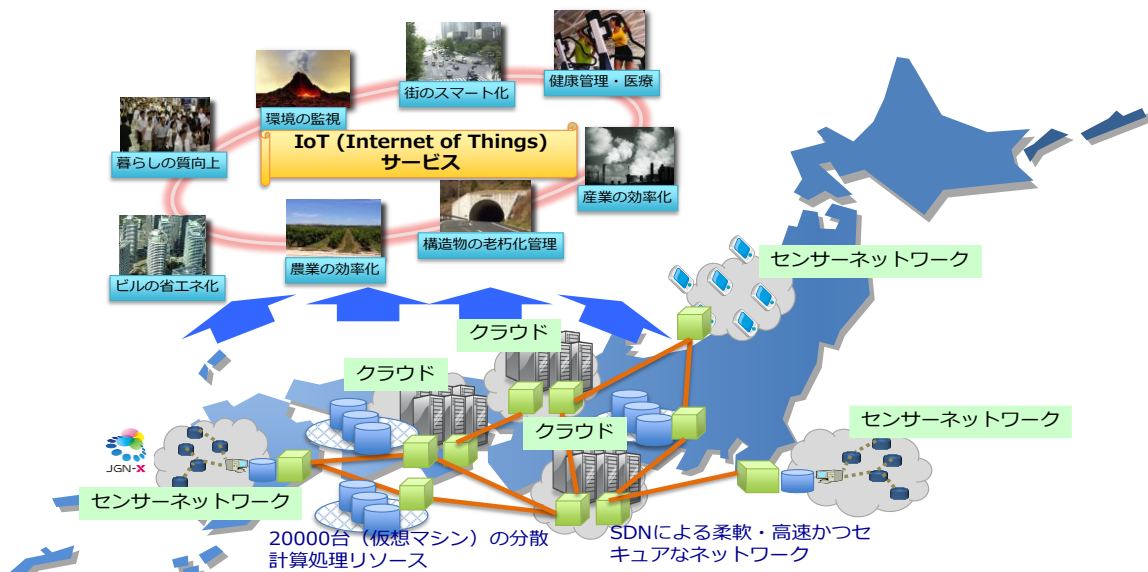
(参考)

## IV NICTが設置するIoTテストベッドの例

JOSEの概要



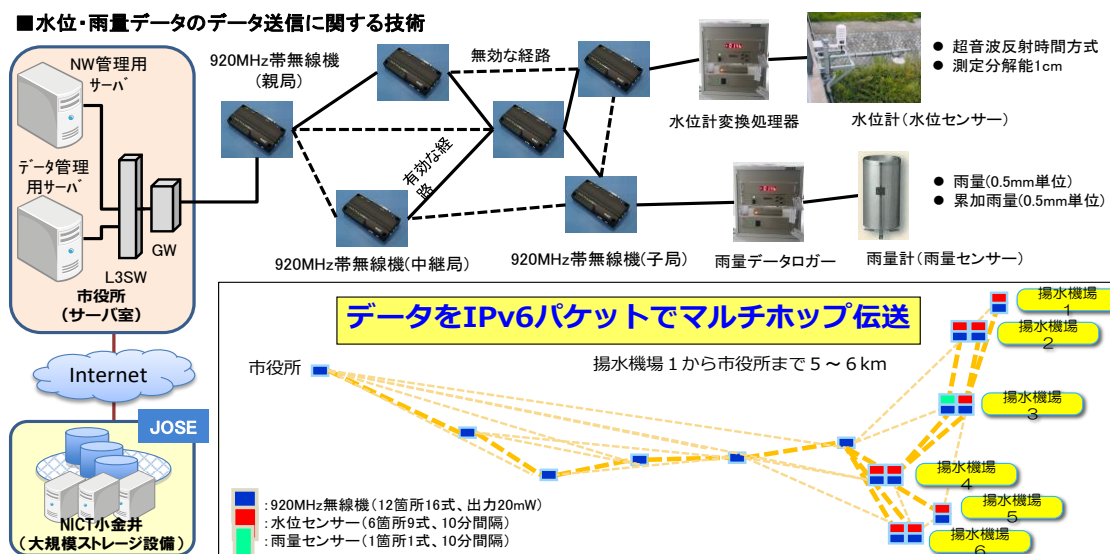
オープンテストベッドとして、大規模数の分散クラウド・センサーを活用するIoTサービスを手間を省いて迅速に構築可能な高性能のICT基盤を提供



## 河川監視センサーネットワーク設備を利用した実証実験

- 河川流域(2級河川以下)に水位・雨量センサーを設置し、河川水位及び流域雨量のデータを収集。
- 収集データを920MHz帯マルチホップ無線で河川監視局内の設備に送信し、データ解析及び水位予測(リアルタイム可視化)を実施。また、データは、大規模ストレージ設備に転送・蓄積し、『水位予測モデル』の検討に活用。
- 自治体職員が「水門開閉タイミング」や「流域住民への避難勧告発信時期」を適切かつタイムリーに判断できるような情報配信システムの開発及び実証。

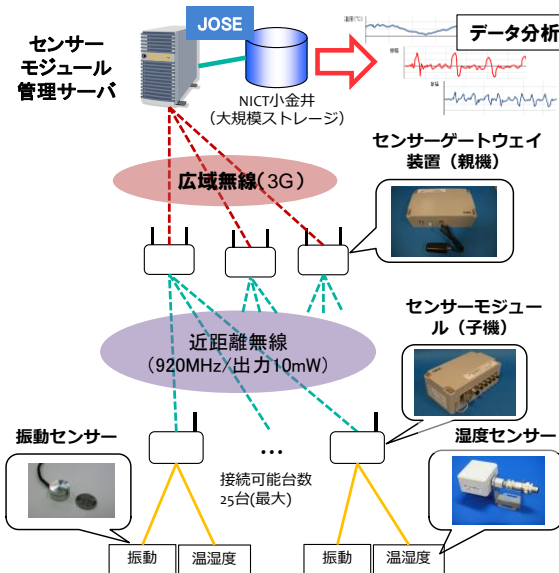
### ■水位・雨量データのデータ送信に関する技術





## 構造物監視センサーネットワーク設備を利用した実証実験 その1

- 橋梁に構造物監視センサーを設置し、振動及び温湿度のデータを収集。
- 収集データを920MHz近距離無線通信で各橋梁内の構造物監視センサーゲートウェイ装置に送信し、3G通信により大規模ストレージ設備へデータを格納する。
- 収集したデータを元に、振動データの計測原理と分析手法の検証を行う。

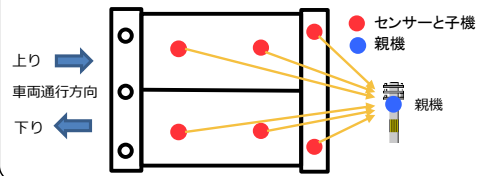


### 実証実験のポイント

- 鋼橋、PC橋など橋梁の材質や橋梁自身の新旧の違いを考慮して設置場所を選定
- 3箇所の異なる橋梁に計75式のセンサーモジュールを設置
- 無線機バッテリーを2年間もたせる条件下で、パラメータ(伝送速度、計測時間、データ送信タイミング、サンプリング周波数、センシング感度)を選定

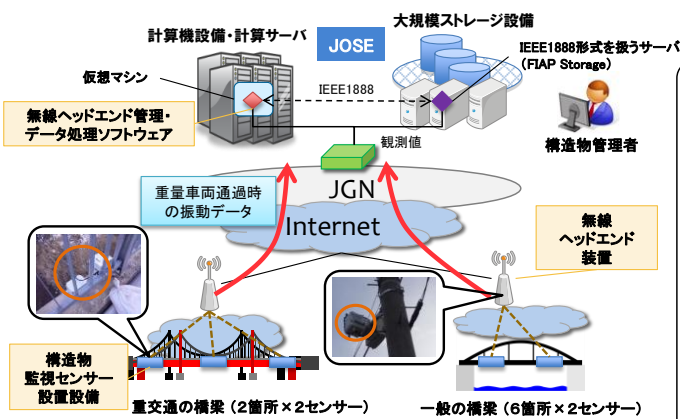
▶ 例として、サンプリング周波数40kHzでデータ計測時間10秒/1回/1日。また100Hzの場合で10分/1回/1日。

### 振動センサー設置場所(上面図)イメージ



## 構造物監視センサーネットワーク設備を利用した実証実験 その2

- 橋梁に無線加速度センサーを設置し、920MHz 特小無線を活用して構造物の振動データを収集。
- 平常時の長期劣化の評価を目的として、重量車両通過時のデータを収集。
- データは、携帯キャリア公衆網を通じて大規模ストレージ設備に蓄積し、評価支援用のデータを長期・継続的に算出し、標準点検要領の点検項目と比較しての活用可能性・活用範囲を検討。
- 無線加速度センサーの長期連続動作により、通信安定性、動作安定性、電池稼働性、屋外耐久性等を検証・改良。

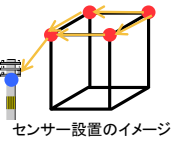


### 実証実験のポイント

- 橋梁の健全性評価および長期劣化評価。
- 無線加速度センサーのバッテリー寿命と必要なデータのトレードオフをスリープ機能、トリガー機能により検討。
- 無線加速度センサーは100Hzサンプリング。トリガー値を2~3トン車に合わせている。1時間の内で10回を越えるような場合はそれ以上反応しない。
- センサーバッテリーの寿命は2時間/1日で2年間。

- 無線ヘッドエンド装置(親機)は1箇所に1台するだけで、各箇所の全センサーデータを収容可能。
- 親機は小型なので電柱に設置可能であり、屋外設置時の電源や敷地の確保の問題を解決。

● センサーと子機

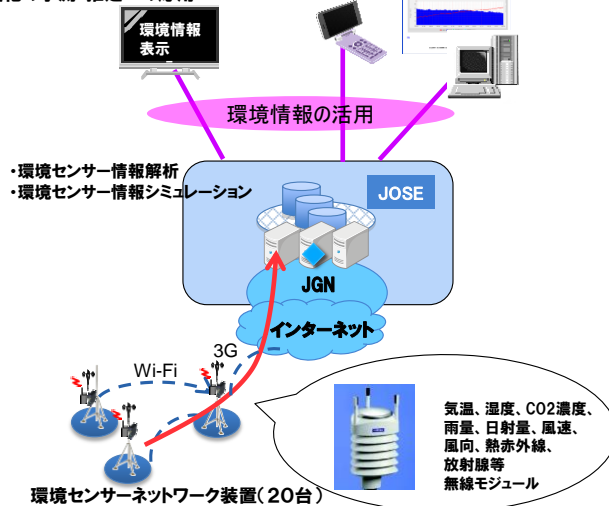


## 環境センサーネットワーク設備を利用した実証実験

- 気象庁の観測地点を補完する位置に無線環境センサを設置、10秒間隔で計測。
- 地域の細粒度での気象状況に対応する環境データ(気圧、気温、湿度、風向、風速等)を収集。
- 地域の環境データを説明変数とし、ラグタイム(時間遅れ)を考慮して、地域複数地点の気象データを機械学習により学習させ、過去の変化の傾向から、特定地域の今後の気象変化を予測。
- 商用イベントスペース(動物公園)において被験者(モニタ)を募り、気象変動に応じた行動分析のための実証実験を実施。タブレットのWi-Fi接続情報をもとに、実験協力者の滞在位置や移動ルートを取得。

気象状況変化に伴う人の行動  
変化の予測・推定への応用

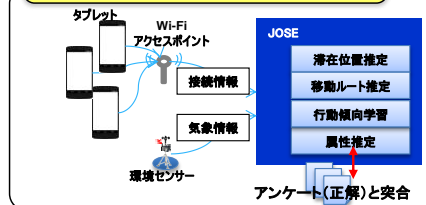
環境情報の「見える化」



### 実証実験のポイント

- 蓄積期間17か月間、約 374 GBのデータを用いた機械学習による予測の可能性を検証。
- 商用イベントスペースでの実証実験は、夏と秋に分けて9日間実施。計 430組のモニタが参加。
- 気象条件に対する属性と行動(行動ルート、滞在時間、滞在場所等)の関係性を分析。

### 商用イベントスペースにおける実証実験



## 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）

最終改正：平成28年法律第32号

## （目的）

第1条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において「通信・放送事業分野」とは、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第2条第2号に規定する通信・放送事業分野をいう。

2 この法律において「特定通信・放送開発事業」とは、通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業をいう。

3 この法律において「通信・放送新規事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業であつて、新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与するものをいう。

4 この法律において「地域通信・放送開発事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、電気通信の高度化が進展していないため社会経済の情報化に即応した諸活動の円滑な実施に支障を生じている地域において行われる電気通信の高度化に資する事業であつて、当該地域における通信・放送事業分野の現状等から見て、当該事業を行うことが当該地域における情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に寄与するものをいう。

## （実施指針）

第3条 総務大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めなければならない。この場合において、次項第2号から第4号までに掲げる事項については、通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業につきそれぞれ定めなければならない。

2 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項
- 二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項
- 三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項
- 四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- 3 前項各号に掲げる事項のほか、地域通信・放送開発事業に係る実施指針においては、当該事業が行われるべき地域に関する事項について定めるものとする。
- 4 実施指針は、通信・放送事業分野に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。
- 5 総務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
- 6 総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 7 総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画の認定）

第4条 通信・放送新規事業を実施しようとする者（これらの事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 通信・放送新規事業の内容
  - 二 通信・放送新規事業の実施に必要な設備その他通信・放送新規事業の実施方法
  - 三 通信・放送新規事業の実施時期
  - 四 通信・放送新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 総務大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その実施計画が実施指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（実施計画の変更等）

第5条 前条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の認定に準用する。
- 3 総務大臣は、前条第1項の認定を受けた実施計画（第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る通信・放送新規事業を実施する者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従って通信・放送新規事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(機構による特定通信・放送開発事業の推進)

第6条 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
  - 二 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。
  - 三 通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
  - 四 総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。
  - 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、通信・放送新規事業の内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第3号の助成金の交付の決定をしてはならない。
- 3 機構は、地域通信・放送開発事業の実施地域、内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、第1項第4号の利子補給金の支給の決定をしてはならない。

(資金の確保等)

第7条 政府は、特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

- 2 政府は、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に資するため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 総務大臣(第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務については、総務大臣及び財務大臣)は、同項に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徴収)

第8条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る通信・放送新規事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第9条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国の無利子貸付け等)

第3条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るための施設であって電気通信システム及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第2条第1項第2号に該当するもの（次項において「地域情報流通施設整備事業」という。）に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、都道府県に対し、地域情報流通施設整備事業につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村の組合が行う場合にあっては当該市町村又は市町村の組合に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し市町村が補助する費用に充てる資金について当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前2項の国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第1項及び第2項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第1項又は第2項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、第1項又は第2項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第3項及び第4項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(実施指針等の特例)

第4条 平成34年3月31日までの間における第2条第2項、第3条第1項、第4条第1項及び第2項各号並びに第5条第3項の規定の適用については、第2条第2項中「及び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「、地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業（附則第5条第2項第1号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。以下第5条までにおいて同じ。）及び地域特定電気通信設備供用事業（同項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。以下同条までにおいて同じ。）」と、第3条第1項中「及び地

域通信・放送開発事業」とあるのは「、地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業」と、第4条第1項及び第2項各号並びに第5条第3項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。

(機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例)

第5条 機構は、第6条第1項に規定する業務のほか、平成34年3月31日までの間、次の業務を行う。

一 認定計画に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの実現(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。)に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)を他人の利用に供する事業をいう。

二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの(以下この号において「特定電気通信設備」という。)を他人の利用に供する事業であって、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものをいう。

3 第1項の規定により機構の業務が行われる場合には、第6条第2項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業又は新技術開発施設供用事業(附則第5条第2項第1号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。第8条において同じ。)若しくは地域特定電気通信設備供用事業(同項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。同条において同じ。)」と、「前項第3号」とあるのは「前項第3号又は附則第5条第

1項第2号」と、第7条第3項中「第4号」とあるのは「第4号並びに附則第5条第1項第1号」と、「同項」とあるのは「第6条第1項及び附則第5条第1項」と、第8条中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。

## 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）--抜粋--

最終改正：平成30年法律第94号

### （目的）

第1条 この法律は、国立研究開発法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。）に関する研究開発であって通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。
- 二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であって、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム（電気通信設備の集合体であって電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

### （名称）

第3条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人情報通信研究機構とする。

### （機構の目的）

第4条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第57号に規定する情報の電磁的流通をいう。第14条第1項において同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保



及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

(資本金)

第6条 機構の資本金は、附則第5条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び附則第6条第1項の規定により政府から出資があった金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成14年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項及び第7項の規定により政府から出資があったものとされた金額、改正法附則第3条第6項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額及び改正法附則第3条第9項の規定により政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、第16条第1号に掲げる業務に必要な資金、同条第4号に掲げる業務に必要な資金又は第18条第1項に規定する信用基金に充てるため必要があるときは、総務大臣（同項に規定する信用基金に充てるため必要があるときは総務大臣及び財務大臣）の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第16条第1号に掲げる業務に必要な資金、同条第4号に掲げる業務に必要な資金又は第18条第1項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

4 政府以外の者は、第2項の認可があった場合において、第18条第1項に規定する信用基金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、機構に出資することができる。

(業務の範囲)

第14条 機構は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。
- 二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。
- 三 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。
- 四 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。
- 五 無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び校正を行うこと。
- 六 前3号に掲げる業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。
- 七 第1号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する演習その他の訓練を行うこと。
- 八 前号に掲げるもののほか、第1号、第2号及び第6号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。
- 九 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備して

これを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。

- 十 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 十一 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。
- 十二 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。
- 十三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- 十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成 10 年法律第 53 号。以下「公共電気通信システム法」という。）第 4 条に規定する業務
- 二 基盤技術研究円滑化法（昭和 60 年法律第 65 号）第 7 条に規定する業務
- 三 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成 13 年法律第 44 号）第 4 条に規定する業務
- 四 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号。以下「通信・放送開発法」という。）第 6 条に規定する業務
- 五 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成 5 年法律第 54 号。以下「障害者利用円滑化法」という。）第 4 条に規定する業務

（業務の委託）

第 15 条 機構は、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、前条第 2 項第 4 号に掲げる業務（通信・放送開発法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支出の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託を受けた業務を行うことができる。

3 第 1 項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（株式等の取得及び保有）

第 15 条の 2 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 34 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる

。

(区分経理)

第 16 条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一 第 14 条第 2 項第 2 号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

二 第 14 条第 2 項第 4 号に掲げる業務（通信・放送開発法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）

三 第 14 条第 2 項第 4 号に掲げる業務（通信・放送開発法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）

四 前 3 号に掲げる業務以外の業務（これに附帯する業務を含む。）

(利益及び損失の処理の特例等)

第 17 条 機構は、債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第 35 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第 44 条第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、同条第 1 項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣（債務保証勘定については総務大臣及び財務大臣）の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第 35 条の 5 第 1 項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第 14 条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣（債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣）は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第 1 項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構は、通則法第 44 条第 1 項の規定にかかわらず、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、残余の額のうち政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、通則法第 44 条第 3 項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

6 第 1 項から第 3 項までの規定は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定について準用する。この場合において、第 1 項中「通則法第 44 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 5

項又は通則法第 44 条第 2 項」と、「同条第 1 項」とあるのは「第 5 項」と、「債務保証勘定については」とあるのは「出資勘定については」と、第 2 項中「債務保証勘定に係る」とあるのは「出資勘定に係る」と、第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 1 項（第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

- 7 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(信用基金)

第 18 条 機構は、第 14 条第 2 項第 4 号に掲げる業務（通信・放送開発法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。第 3 項において同じ。）に関する信用基金を設け、改正法附則第 3 条第 9 項の規定により政府以外の者から出資があったものとされた金額並びに第 6 条第 2 項の認可を受けた場合において同条第 3 項及び第 4 項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と改正法附則第 3 条第 10 項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額及び機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 前項に規定する信用基金は、総務省令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

- 3 機構は、第 14 条第 2 項第 4 号に掲げる業務を廃止した場合は、信用基金を廃止するものとし、その廃止の際なお残額があるときは、当該残額については各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

- 4 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第 19 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第 14 条第 1 項第 10 号並びに同条第 2 項第 3 号（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第 4 条第 1 号に係る部分に限る。）、第 4 号（通信・放送開発法第 6 条第 1 項第 3 号に係る部分に限る。）及び第 5 号（障害者利用円滑化法第 4 条第 1 号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法（第 2 条第 7 項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第 2 条第 1 項及び第 4 項、第 7 条第 2 項、第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 24 条並びに第 33 条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第 14 条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第 20 条 総務大臣又は財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(出資者原簿)

第 21 条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、基盤技術研究促進勘定に係る出資、債務保証勘定に係る出資、出資勘定に係る出資及び一般勘定に係る出資ごとに、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(主務大臣等)

第 22 条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、総務大臣（第 14 条第 2 項第 4 号に掲げる業務（通信・放送開発法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）に係る財務及び会計に関する事項については、総務大臣及び財務大臣）

二 第 14 条第 2 項第 1 号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第 4 条第 1 号イに掲げる技術及び同号ロに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び文部科学大臣

三 第 14 条第 2 項第 1 号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第 4 条第 1 号イに掲げる技術及び同号ハ又はヌに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び農林水産大臣

四 第 14 条第 2 項第 1 号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第 4 条第 1 号イに掲げる技術及び同号ニ又はホに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び国土交通大臣

五 第 14 条第 2 項第 1 号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第 4 条第 1 号イに掲げる技術及び同号チに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び国家公安委員会

六 第 14 条第 2 項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号

及び第4号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、総務大臣及び財務大臣

七 第14条に規定する業務のうち第2号から前号までに掲げる業務以外のものに関する事項については、総務大臣

2 前項第5号に掲げる業務に関する通則法第64条第1項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「職員(国家公安委員会にあっては、警察庁の職員)」とする。

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣(主務大臣が国家公安委員会であるときは、内閣総理大臣)の発する命令とする。

(中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取)

第23条 総務大臣は、通則法第35条の4第1項の規定により中長期目標(第14条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、通則法第35条の5第1項の規定による中長期計画(第14条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

第24条 第12条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第25条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

一 第14条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 この法律の規定により総務大臣又は総務大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

附 則

(業務の特例)

第8条 機構は、第14条に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域(日本放送協会が放送法(昭和25年法律第132号)第20条第5項の規定によりテレビジョン放送(同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。)があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送(テレビジョン放送であつて、放送衛星(同法第2条第1号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。)の無線局を用いて行われるものをいう。以下この項において同じ。)によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域

をいう。)において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、第14条及び前項に規定する業務のほか、平成36年3月31日までの間、次に掲げる業務を行う。

一 特定アクセス行為を行い、通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

二 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次のイ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

イ 電気通信事業者 当該電気通信事業者

ロ 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第116条の2第2項第1号イに該当するものに限る。第八項において同じ。)の利用者 当該電気通信事業者

三 前2二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、前項第二号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託することができる。

4 この条(第一項及び次項から第七項までを除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であって、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号(当該識別符号について電気通信事業法第52条第1項又は第70条第1項第1号の規定により認可を受けた技術的条件において定めている基準を勘案して不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。)を入力して当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいう。

二 通信履歴等の電磁的記録 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴を含む特定アクセス行為についての電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であって、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気

通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれがあることの証拠となるものをいう。

三 電気通信、電気通信設備若しくは電気通信事業者、利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 それぞれ電気通信事業法第2条第1号、第2号若しくは第5号、第12条の2第4項第2号ロ、第52条第1項、第70条第1項又は第116条の2第1項第1号若しくは第2項に規定する電気通信、電気通信設備若しくは電気通信事業者、利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会をいう。

四 特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為 それぞれ不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条に規定する特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為をいう。

5 機構は、第14条並びに第1項及び第2項に規定する業務のほか、平成34年3月31日までの間、通信・放送開発法附則第5条第1項に規定する業務を行う。

6 前各項の規定により機構の業務が行われる場合には、第15条第1項中「の一部」とあるのは「又は附則第8条第5項に規定する業務（通信・放送開発法附則第5条第1項第1号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第16条第2号中「含む。）」とあるのは「含む。）及び附則第8条第5項に規定する業務」と、第17条第1項、第22条第1項第7号及び第26条第1号中「第14条」とあるのは「第14条並びに附則第8条第1項、第2項及び第5項」と、第18条第1項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び附則第8条第5項に規定する業務（通信・放送開発法附則第5条第1項第1号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、同条第3項中「業務」とあるのは「業務及び附則第8条第5項に規定する業務（通信・放送開発法附則第5条第1項第1号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、第19条中「障害者利用円滑化法第4条第1号に係る部分に限る。）」とあるのは「障害者利用円滑化法第4条第1号に係る部分に限る。）並びに附則第8条第1項」と、第22条第1項第1号及び第6号中「含む。）」とあるのは「含む。）及び附則第8条第5項に規定する業務（通信・放送開発法附則第5条第1項第1号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、第23条中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第8条第2項に規定する業務」とする。

（政令への委任）

第12条 附則第2条から第7条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号）

最終改正：令和 2 年総務省令第 26 号

（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備）

第一条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「法」という。）附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げるものとする。

一 電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの

イ サーバ用の電子計算機（これと同時に設置される附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバ用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下このイにおいて同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアをいう。）を含む。以下この項において同じ。）

ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

ハ イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの

イ サーバ用の電子計算機

ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

ハ イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

2 前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子

計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と受信者等(受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル(専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下このイにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報(以下この項において「提供情報」という。)を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された提供情報を電気通信回線を通じて提供を受ける者の閲覧に供する方法

二 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに提供情報を記録したものを交付する方法

(法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域)

第二条 法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域は、次の各号に掲げる特定電気通信設備の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

一 首都直下地震緊急対策区域(首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域をいう。以下同じ。)に設置された特定電気通信設備に電磁的記録として記録された情報について複製(電磁的記録によるものに限る。)を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法(前条第二項に規定する電磁的方法をいう。)により提供するための特定電気通信設備首都直下地震緊急対策区域以外の区域

二 前号に掲げる特定電気通信設備以外の特定電気通信設備 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に規定する東京圏以外の区域

#### 特定通信・放送開発事業の実施に関する指針(平成28年総務省告示第244号)

最終改正：令和2年総務省告示第100号

一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項

(1) 社会経済の情報化の進展と電気通信による情報の円滑な流通

平成2年の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「法」という。)の施行以降、社会経済のあらゆる分野において、情報化は目覚ましく進展してきた。情報の役割の重要性の増大に伴い、情報化は発展し、今後も更に発展していくものと見込まれている。

「情報の流通」には、固定電話、携帯電話、インターネット、テレビジョン放送等の電気通信による情報の流通と、郵便、新聞等の電気通信以外の手段による情報の流通とがあ

るが、このうち電気通信は、大量の情報を瞬時に伝送できるという特質を持ち、今も昔も、高度かつ多様な情報の流通を担う重要な手段であり、より高度かつ多様な情報の流通の実現を通じて、情報の円滑な流通の促進に大きく寄与するものである。

(2) インターネットをめぐる環境の変化（インターネット・オブ・シングス（IoT）の出現）

センサーやICタグの小型化・低廉化及び膨大なデータの処理能力の向上を背景に、衣類等の身の回りの製品や道路・橋等の建造物など、インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加している。近年、諸外国を中心に、こうした物との間でやりとりされ、又は物と物との間でやりとりされる多様かつ膨大な情報を活用し、新たなサービスの提供や既存サービスの提供の方式の改善が進められており、我が国でも、国民の生活や企業の活動において、こうした新たなサービス提供等の活用が進んでいくことが期待されている。

インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会においては、接続される物の数や扱われる情報の量がこれまでと比べて格段に増加することから、既存の技術と異なり、情報をより効率的かつ高精度に送り、伝え、受ける技術（以下「電気通信技術」という。）が重要になる。

また、特にこうした社会においては、これまでになかった膨大な情報を扱うことが必要となるため、大量の情報を記録し、かつ、高速度で送受信することが可能なサーバ等の電気通信設備が重要となる。

(3) 「電気通信による情報の円滑な流通の促進」に係る四つの事業

法第一条に規定する「電気通信による情報の円滑な流通の促進」の観点から、①先端的技術や斬新な発想により新しい情報の流通の創出や情報の流通の改善につながる「通信・放送新規事業」及び②電気通信の高度化を通じて地域における情報の流通を促進する「地域通信・放送開発事業」に加え、(2)のインターネットをめぐる環境の変化を踏まえ、平成34年3月31日までの間、③インターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備の供用を行う「新技術開発施設供用事業」及び④特定電気通信設備の地域分散を図り情報の円滑な流通の確保を図る「地域特定電気通信設備供用事業」を支援することにより、「我が国における情報化の均衡ある発展」に資することを目的としている。これらの事業について、事業者が自らの知識及び企画力を生かし、その創意工夫及び活力により事業を行って行くことを期待するものである。

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

(1) 通信・放送新規事業

法第二条第三項に規定する「通信・放送新規事業」については、次のとおりとする。

ア 「新たな役務を提供する事業」

「新たな役務」とは、従来は提供されていなかった役務又は従来から提供されている役務であってもその利用価値が著しく向上し実質的に新しい役務と同視し得るものが

該当する。電気通信の観点から、通常の利用関係において又は社会通念により「新たな役務」と判断されることが必要である。

イ 「新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業」

「新技術を用いて」とは、いまだ企業化されていない技術（技術上又は経営上のノウハウを含む。以下同じ。）を用いること、又は既に企業化されている技術を、従来それを適用して提供していた役務とは通常の利用関係において若しくは社会通念により著しく異なる役務の提供に適用することをいう。

「役務の提供の方式を改善する」とは、電気通信の観点から、役務の価格の著しい低下や質の著しい向上をもたらすことをいう。

ウ 「情報の円滑な流通の促進に寄与するもの」

これまで、必ずしも流通していなかった情報を新たに電気通信を利用して流通させたり、電気通信を利用して行われている情報の流通を質的・量的に改善してより効率的なものとしたり、従来は電気通信によらなかった情報の流通を電気通信を利用することによってより効率的に行うことにより、情報の円滑な流通の促進が図られることを想定している。

(2) 地域通信・放送開発事業

ア 事業が行われるべき地域

法第3条第3項に規定する「地域通信・放送開発事業が行われるべき地域」は、平成2年9月1日における次に掲げる区域以外の地域とする。

(ア) 東京都の特別区

(イ) 大阪市

(ウ) 名古屋市旧市街地（平成2年9月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）第1条に規定する区域をいう。）

イ 「電気通信の高度化に資する事業」

法第2条第4項に規定する「地域通信・放送開発事業」は、通信・放送事業分野に属する事業のうち、地域での電気通信の高度化に資するものである。当該事業を行うことが事業を行う地域の総体としての電気通信の高度化、ひいては、情報の円滑な流通の促進に寄与するような事業であることが必要である。これまで当該地域では利用できなかった役務を提供する事業であって、地域的なレベルでの技術的な新規性のあるものが該当する。

(3) 新技術開発施設供用事業

法附則第5条第2項第1号に規定する「新技術開発施設供用事業」については、次のとおりとする。

ア 「インターネット・オブ・シングスの実現」

インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加し、多様かつ多数の物が

インターネットに接続され、それらの物から、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。

イ 「新たな電気通信技術」

ソフトウェアによるネットワーク制御技術、低消費電力無線通信技術、通信遅延を短縮するための技術、大容量無線通信技術、セキュアな通信技術など、インターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に資する新たな電気通信技術をいう。

ウ 「開発又はその有効性の実証」

(ア) 「開発」とは、イの新たな電気通信技術に係る基礎・応用技術の開発又は既存技術の組合せによる新たな技術の開発を行うことをいう。

(イ) 「その有効性の実証」とは、イの新たな電気通信技術がサービスとして有効であることを検証・確認することをいう。

エ 「設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）」

新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のためのサーバ等の電気通信設備若しくは電波計測器等の電気通信設備以外の設備又はそれらの設備を設置するための建物その他の工作物をいう。

オ 「他人の利用に供する事業」

エの設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を複数の第三者に利用させる事業をいう。

ただし、サービス提供等を行おうとする事業者が、自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象とならない。

また、エの設備を他人の利用に供することなく、当該設備を設置するための建物その他の工作物のみを他人の利用に供する事業は対象とならない。

(4) 地域特定電気通信設備供用事業

法附則第5条第2項第2号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行うものとし、当該事業については、次のとおりとする。

ア 「専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設」

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第5条第2項第2号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成28年総務省令第64号。以下「設備等省令」という。）第1条第1項に規定する電気通信設備の設置のための建物（当該建物の特定の区画のみである場合を含む。）をいう。

イ 「特定電気通信設備」

設備等省令第1条第1項に規定する電気通信設備のうちアの施設に設置するものをいう。

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する対象特定電気通信設備については、法附則第5条第1項第2号に規定する助成金の交付対象とならない。

ウ 「他人の利用に供する事業」

特定電気通信設備を他人の通信の用に供する事業をいう。

エ 「総務省令で定める地域」

設備等省令第2条に規定する地域をいう。

特定電気通信設備の利用者は、必ずしも当該地域内において当該特定電気通信設備を利用する必要はない。

オ 「設置して行うもの」

新たに取得し、製作する等した設備を設置してウの事業を行うものをいう。

既存の設備を当該事業の用に供することとする場合には、対象とならない。

### 三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

#### (1) 特定通信・放送開発事業全体

ア 経営方針の策定等

あらかじめ基本的な経営方針を策定することとし、状況の変化に応じて随時当該方針の見直しを図ること。また、おおむね五年間程度の事業計画を作成し、事業展開の方向について誤りのないよう留意すること。

イ 資金調達上の留意点

市場動向についての十分な予測を行った上で、事業規模及び事業の性質等に対応した適切な資金計画を立案すること。実施に必要な資金の調達及び返済の計画を、資金の使途、期間、調達費用、収支見込み、資本の規模等を勘案して作成し、この計画に従って、各種の資金調達手段を有効かつ適切に利用して資金調達を行うこと。

なお、法に基づく出資制度の利用は民間出資の呼び水として特に必要な場合に限ること。

ウ その他実施体制における留意点

事業の性質等に対応した適切な人的体制及び物的資源を確保することにより、効率的な実施体制を整備するとともに、不正及び過誤の防止並びに適切性及び効率性の確保のための経営管理体制の確立に努めること。

設備投資については、事業内容及び市場動向に応じた適正規模の維持に努めることとし、過剰な投資による経営破綻を生じないように留意すること。

#### (2) 通信・放送新規事業

当該事業の需要について、市場の将来動向についての見通しを合理的に立てるとともに需要の動向の把握に努め、市場の確保のための的確な対応をとること。

#### (3) 地域通信・放送開発事業

事業の実施の準備として地域の情報化ニーズを充足するための市場調査を十分に行い、地域住民、地場企業等の需要についての的確に把握すること。また、事業を実施しようとする地域の自然環境、社会及び経済状況に対応し、地域特性を生かした事業展開に努めること。

#### (4) 新技術開発施設供用事業

事業の実施に当たりインターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証に係る国内外の最新の動向及び施設の供用に対する需要の把握に努めること。

#### (5) 地域特定電気通信設備供用事業

地域特定電気通信設備供用事業の実施に当たり実施計画の認定を受けようとする場合には、実施計画に次に掲げる事項を併せて記載して提出すること。

ア 当該実施計画により整備される電気通信設備が設備等省令第1条第1項各号のいずれに該当するかの別（同項第1号に該当する場合は、複製する情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域を併せて記載すること。）

イ 当該電気通信設備を設置する地域

ウ 当該電気通信設備ごとの取得価額

エ 認定を受けようとする者が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条第44項各号のいずれに該当するかの別（同条第1号に該当する場合は、同号に規定する地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額も記載すること。）

### 四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

#### (1) 特定通信・放送開発事業全体

利用者との関係においては、中小企業、過疎地域の住民や障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるものを目指すよう努めること。

役務内容においては、情報の円滑な流通の促進の観点から、国民生活の向上又は産業活動の効率化に資するものを目指すよう努めること。地域社会の健全な発展の観点から、情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に資するものを目指すよう努めること。

特段の理由がない限り、国際的な取決め及び標準方式を採用すること。また、国際電気通信連合等の国際機関での検討状況も勘案するよう努めること。

外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に取り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。

事業に必要な設備の設置については、周辺環境との調和に努めることが望まれる。また、道路に特定通信・放送開発事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、通信・放送機構（現国立研究開発法人情報通信研究機構）の通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す」こととされている。当該計画を踏まえ、法

に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該施策目標が達成されたとの評価を得た場合には、本実施指針の見直し等必要な措置を講じることとする。

(2) 通信・放送新規事業

事業についてのアイデアを広く収集し、その積極的活用に努めるとともに、様々な技術を情報の円滑な流通の促進の観点から通信・放送事業分野に応用できるか検討に努めること。

(3) 地域通信・放送開発事業

事業を実施しようとする地域の発展方向に留意し、当該発展方向と調和の取れた事業展開をするよう配慮すること。

(4) 新技術開発施設供用事業

国立研究開発法人情報通信研究機構が行っている技術開発のための施設の整備・活用の動向を注視しつつ、必要に応じ、同機構との連携方策について検討すること。

また、インターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮すること。

さらに、事業の運営に当たり、開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において活用され、それぞれの分野における多様かつ膨大な情報の流通・利活用に係る参照モデルの確立やルール整備につながるよう配慮すること。

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における均衡的な特定電気通信設備の設置に資するよう配慮すること。

さらに、地域内における情報流通の促進によって我が国における情報の円滑な流通の確保に資するため、特定電気通信設備の設置地域の近傍における利用の利点を適切に情報提供するなど、地域内における利用の促進に配慮すること。